



2 公庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、委託業務に関する準則を示さなければならぬ。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支払わなければならない。

4 前項の手数料は、公庫が、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な経費に元利金の回収割合（元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。）に応じて公庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。

5 公庫は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告を求め、又は公庫の役員若しくは職員に、当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

6 第一項に規定する地方公共団体又は銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

7 受託者である金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

**第三章 雑則**

**（公庫の業務方法書の認可）**

第十一条 主務大臣は、沖繩振興開発金融公庫法第二十二條第一項の規定により公庫の業務方法書に關し認可をしようとする場合において、この法律に基づく業務に係る部分については、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

**（公庫の事業計画及び資金計画の認可）**

第十二條 主務大臣は、沖繩振興開発金融公庫法第二十三條の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

**（賃貸及び譲渡の条件等）**

第十三條 この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件及び譲渡価額その他の譲

渡の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正に定めなければならない。

2 この法律による貸付金に係る住宅は、産業労働者以外の者に貸し付け、又は譲渡してはならない。ただし、次条の規定に基づき賃貸し、若しくは第七条第一項第三号ロに掲げる者が事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し賃貸し、又は第十三條の三の規定に基づき譲渡する場合は、この限りでない。

**（賃借人の選定及び家賃）**

第十三條の二 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができる。

3 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

4 主務大臣は、第一項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

**（譲受人の選定及び譲渡価額）**

第十三條の三 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権を、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付け、又は譲渡するため住宅を必要とするものに対し、譲受人の資格、譲受人の選定方法その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものは、住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む）、利息その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に

係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3 主務大臣は、第一項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

**（主務大臣及び主務省令）**

第十四條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

**第四章 罰則**

第十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが、第十三條の二第一項に規定する基準に従わないう住宅を賃貸したとき。

二 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが、第十三條の二第二項に規定する額を超えて、家賃の額を契約し、又は受領したとき。

三 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三條の三第一項に規定する基準に従わないう住宅、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三條の三第二項に規定する額を超えて、住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金を科す。

第十六條 第十條第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関が、同條第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした役員又は職員を十

万円以下の罰金に処する。

第十七條 次の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合にお

いて、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 第九条第一項の規定による限度を超えて、貸付金の貸付けをしたとき。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

附則 公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月二七日法律第一号) 抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫が昭和三十八年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込みを受理したものであるについては、改正後の産業労働者住宅金融通法第九條第一項及び北海道防犯住宅建設等促進法第九條第二項の規定にかかわらず、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、なお、従前の例による。

附則 (昭和四〇年三月三一日法律第二九号) 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附則 (昭和四一年三月三一日法律第二六号) 抄

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四六年六月一日法律第九六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

33 附則第十五項に規定する住宅組合に関しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から四まで 略  
五 産業労働者住宅資金金融通法

附則 (昭和四七年五月一三日法律第三一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年五月二二日法律第三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年五月一五日法律第二九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年六月一九日法律第七〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年四月二六日法律第三四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月二七日法律第二八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中住宅金融公庫法第二十二條の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十三條第一項の改正規定(貸付手数料の徴収に関する部分に限る。)、及び同法第二十四條第二項の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三号) 抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十条及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月二六日法律第八七号) 抄

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十條の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四條の規定(農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十六條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

附則 (平成一三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三号) 抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十条及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則 (平成一一年七月二六日法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三号) 抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二二日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三号) 抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十条及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行する。

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。  
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二十二年四月十九日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年六月一日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項並びに附則第三条、第六条、第二十一条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(産業労働者住宅資金通法の廃止)

第十三条 産業労働者住宅資金通法（昭和二十八年法律第六十三号）は、廃止する。